



2009年6月9日 第2009-21号

【発行】 J A M

【発行責任者】 斉藤 常

【編集】 政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金拡充

平成21年度第一次補正予算の成立を受け、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金が拡充されました。

教育訓練の要件緩和と訓練費の引き上げ（6月8日以降の支給申請から適用）

事業所内で実施する教育訓練について、半日単位の実施も可能となりました。ただし、訓練費は半額です。

大企業の教育訓練費が引上げられました。

1,200円 4,000円

在籍出向者の休業等を助成対象として追加（6月8日以降に届け出た計画から適用）

これまで在籍出向者（出向元で雇用保険の被保険者となっている者）は出向先における休業等では助成対象外でしたが、出向元および出向先が生産量要件等を満たし、出向元との休業等協定に基づき実施された場合に、助成対象となりました。（申請は出向元が行います）

障害のある人に関わる助成率の引き上げ（6月8日以降の支給申請から適用）

障害のある人の休業等および出向について、助成率が引上げられました。

大企業 2 / 3 3 / 4

中小企業 4 / 5 9 / 10

1年間の支給限度日数の緩和（6月8日以降の支給申請から適用）

1年間の支給限度日数 200日（3年間で300日） 1年間の支給限度日数撤廃 3年間で300日

計画届け変更の際の 절차를簡素化（6月8日以降の変更から適用）

計画届けの変更手続を、休業協定の変更を伴わない場合に限り、郵送、FAX、電子メール等により行うことができるようになりました。